

平成21年海事代理士口述試験問題及び模範解答

注意：口述試験の問題についてはテーマです。試験官は、このテーマに沿って出題し、解答例を念頭に置いた質問を実施しました。

【船舶法】

凡例：「法」とは、船舶法をいう。
「則」とは、船舶法施行細則をいう。
「登令」とは、船舶登記令をいう。

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の総トン数に変更があった場合の手續について（法9、10、11条、則31、35条）

（解答例）

- ① 船舶所有者は、
- ② 船籍港を管轄する管海官庁に、
- ③ 総トン数の改測を申請しなければならない。
（→改測→総トン数計算書謄本、変更事項通知書）
- ④ その後、管海官庁に、
- ⑤ 変更登録を申請しなければならない。
- ⑥ 変更登録申請と同時に、
- ⑦ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
（→管海官庁から船籍港を管轄する登記所に船舶表示変更登記を囑託）
- ⑧ 書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 日本船舶を取得してから船舶国籍証書の交付を受けるまでの所要の手續について（法4、5条、登令4条）

（解答例）

- ① 船舶所有者は、
- ② 日本国内に船籍港を定め、
- ③ 船籍港を管轄する管海官庁に、
- ④ 当該船舶の総トン数の測度を申請しなければならない。
（→測度実施→船舶件名書謄本等交付）
- ⑤ その後、船籍港を管轄する登記所に、
- ⑥ 当該船舶の所有権の保存登記を申請しなければならない。
（→登記→登記済証交付）
- ⑦ 登記後、管海官庁に、
- ⑧ 当該船舶の登録を申請しなければならない。
（→登録→船舶国籍証書交付）

問 船舶国籍証書の交付を受けている船舶の所有者の住所に変更があった場合の
 手続について（法 10、11 条、則 31、35 条、登令 4 条）

（解答例）

- ① 船舶所有者は、
- ② 船籍港を管轄する登記所に、
- ③ 所有者住所の変更の登記を申請しなければならない。
- ④ 登記後、管海官庁に、
- ⑤ 変更登録を申請しなければならない。
- ⑥ 変更登録申請と同時に、
- ⑦ 船舶国籍証書の書換を申請しなければならない。
- ⑧ 書換後の船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく書換前の船舶国籍証書を返還しなければならない。

問 船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日について（法 5 条ノ 2）

（解答例）

- ① 船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回検認を受けた日から、
- ② 総トン数 100 トン以上の鋼製船舶は 4 年を、
- ③ 総トン数 100 トン未満の鋼製船舶は 2 年を、
- ④ 木製船舶は 1 年を、
- ⑤ 経過した後、国土交通大臣の定める期日（又は船籍港を管轄する管海官庁により延期された期日）

問 日本船舶の国籍要件について（法 1 条）

（解答例）

- ① 官公庁船（国又は地方公共団体の所有する船舶）
- ② 日本人の所有する船舶
- ③ 日本の法令で設立された会社であって、当該会社の代表者（代表取締役）の全員及び業務を執行する役員（代表取締役を含む取締役）の 3 分の 2 以上の者が日本人であるものの所有する船舶
- ④ 日本の法令で設立された法人（会社を除く。）であって、当該法人の代表者の全員が日本人であるものの所有する船舶

問 船舶法上の船籍港の定め方の原則について（法 4 条、則 3 条）

（解答例）

- ① 日本国内であること。
- ② 市町村の名称によること。（ただし、東京都の特別区は都の名称とすること。）
- ③ 船舶が航行できる水面に接していること。
- ④ 船舶所有者の住所に定めること。

問 船舶法による総トン数の測度や登録に関する規定が適用されない船舶について（法 20 条）

(解答例)

- ① 総トン数20トン未満の船舶
- ② 端舟（推進機関及び帆船にあつては帆装を有しないもの）
- ③ 櫓櫂のみをもって運転する舟
- ④ 主として櫓櫂をもって運転する舟

問 仮船舶国籍証書の有効期間について（法17、18条、則38条）

(解答例)

- ① 外国において交付する場合は1年以内で、
- ② 国内において交付する場合は6ヶ月以内で、
- ③ 船舶港に到着できる期間又は船舶国籍証書の交付を受けることができる期間を標準として管海官庁が定める期間
(ただし、船舶が船舶港に到着したときは、有効期間満了前でも効力を失う。)

問 船舶国籍証書の書換又は再交付が必要となる場合について（法11、12条）

(解答例)

(船舶国籍証書の書換について)

- ① 船舶国籍証書の記載事項に変更を生じた場合
- ② 船舶国籍証書が毀損した場合

(船舶国籍証書の再交付について)

- ③ 船舶国籍証書が滅失した場合

問 船舶国籍証書を管海官庁に返還しなければならない場合について（法14条、則35、36条）

(解答例)

- ① 船舶登録を抹消した場合
- ② (記載事項変更又は毀損による) 船舶国籍証書の書換により新証書の交付を受けた場合
- ③ (外国の港で碇泊中又は外国に航行する途中に船舶国籍証書の毀損又は記載事項変更により) 仮船舶国籍証書の交付を受けた場合

問 信号符字を点附する船舶について（則18条）

(解答例)

- ① 総トン数100トン以上の船舶
- ② 総トン数100トン未満の船舶で、船舶所有者から申請のあったもの

問 窓口において登録事項証明書の交付を申請する場合の手数料の納付方法について（則51条）

(解答例)

- ① 申請書に、
- ② 手数料額に相当する収入印紙を貼付し納付する。

問 窓口において船舶原簿の閲覧を申請する場合の手数料の納付方法について
(則 51 条)

(解答例)

- ① 申請書に、
- ② 手数料額に相当する収入印紙を貼付し納付する。

問 船体に船名を標示しなければならない場所について (則 44 条)

(解答例)

- ① 船首両舷の外部
- ② 船尾外部の見やすい場所

【船舶安全法】

問 満載喫水線の標示義務が課せられている船舶について2例述べよ。

(解答例)

- ① 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶
- ② 沿海区域を航行区域とする長さ24メートル以上の船舶
- ③ 総噸数20トン以上の漁船

問 「遠洋区域」とはどのような水域か述べよ。

(解答例)

全ての水域

問 臨時航行検査を受検しなければならない場合について述べよ。

(解答例)

船舶検査証書を受有していない船舶を臨時に航行させようとする場合

問 船舶が貸借たいしやくされている場合に、法及び法に基づく命令中船舶所有者に関する規定が適用される者は誰か述べよ

(解答例)

船舶借入人

問 法第2条第1項の施設強制規定の不適用である漁船の要件は、総トン数20トン未満であること以外、どのような要件であるか述べよ。

(解答例)

海岸から12海里以内の海面又は内水面において従業するものであること

問 第2条第1項各号に掲げられている事項のうち、船級協会に登録された船舶について、管海官庁による検査に合格しているとみなされる事項を2つ述べよ。

(解答例)

① 船体、② 機関、③ 帆装、④ 排水設備、⑤ 操舵、繫船及揚錨の設備、⑥ 救命及消防の設備、

⑦ 居住設備、⑧ 衛生設備、⑨ 航海用具、⑩ 危険物其他の特殊貨物の積附設備、

⑪ 荷役その他の作業の設備、⑫ 電気設備、⑬ 前各号の外国土交通大臣において特に定める事項

問 法第28により、危険物の運送及び貯蔵に関する技術的基準を規定している省令名を述べよ。

(解答例)

危険物船舶運送及び貯蔵規則

【船員法】

(その1)

問1 海員の定義について述べよ。

【模範解答】

海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう。

問2 船員法において、船員法、労働基準法及び船員法に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う者を何というか。

【模範解答】

船員労務官。

問3 船舶所有者又は船舶所有者を構成員とする団体で法人たるものが就業規則を作成する際に義務付けられた手続きについて述べよ。

【模範解答】

その就業規則の適用される船舶所有者の使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは、船員の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

問4 期間の定めのない雇入契約を解除する際の手続きについて述べよ。

【模範解答】

船舶所有者又は船員が24時間以上の期間を定めて書面で解除の申し入れをしたとき。

問5 雇止手当の額について述べよ。

【模範解答】

1箇月分の給料の額と同額。

(その2)

問1 海員の定義について述べよ。

【模範解答】

海員とは、船内で使用される船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう。

問2 船員の退職手当に関する債権の消滅時効は、何年間ですか。

【模範解答】

5年間。

問3 船員が雇入契約を解除することができるのはどのようなときか。2つ挙げよ。

【模範解答】

- ①船舶が雇入契約の成立の時にける国籍を失ったとき。
- ②雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとき。
- ③船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。
- ④船員が国土交通省令の定めるところにより教育を受けようとするとき。
- ⑤船舶が外国の港からの航海を終了した場合において、その船舶に乗り組む船員が、24時間以上の期間を定めて書面で雇入契約の解除の申入をし、その期間が満了したとき。
- ⑥船長の適当と認める自己の後任者を提供したとき。
- ⑦期間の定めない雇入契約は、船舶所有者又は船員が24時間以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。

問4 船員が職務上行方不明となった際に船舶所有者が船員の被扶養者に支払わなければならない行方不明手当について、その期間の範囲及び額について述べよ。

【模範解答】

3箇月の範囲内において、標準報酬の月額に相当する額。

問5 船員法に定める一日及び一週間当たりの最長労働時間である14時間及び72時間の限度を超えて従事させることができ、時間外労働に伴う割増手当が適用除外となる作業を2つ挙げよ。

【模範解答】

- ①人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業。
- ②防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業。
- ③航海当直の通常の交代のために必要な作業。

【船舶職員及び小型船舶操縦者法】

〔凡例：「法」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法をいう。
「令」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令をいう。
「則」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則をいう。〕

問 法の目的について（法1条）

（解答例）

- ① 船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び遵守事項等を定め、もって船舶の航行の安全を図ること

問 定義について（法2条②③④⑤、則2条の7）

（解答例）

- ① 船舶職員とは、船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、運航士
- ② 海技士とは、海技免許を受けた者
- ③ 小型船舶操縦者とは、小型船舶の船長
- ④ 小型船舶とは、総トン数20トン未満の船舶及び総トン数20トン以上の船舶のうち一人で操縦を行う構造の船舶で、スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する長さ24メートル未満の船舶

問 船舶所有者に係る法の適用関係について（法3条）

（解答例）

- ① 船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合は船舶借入人に適用

問 海技免許（操縦免許）について（法4条、法5条、法6条、法23条の2、法23条の3、法23条の4、則3条）

（解答例）

- ① 海技免許及び操縦免許は国土交通大臣が行う
- ② 海技免許（操縦免許）の申請は、申請者が試験に合格した日から1年以内に行なければならない
- ③ 海技免許を与えない場合は、
 - ・ 18歳未満の者
 - ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定又は海難審判法の裁決により海技免許、承認又は操縦免許を取り消され、5年を経過していない者
 - ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定又は海難審判法の裁決により業務停止の処分を受けている者
- ④ 特定操縦免許は操縦試験に合格し、かつ小型旅客安全講習課程を修了した者に行う
- ⑤ 二級小型船舶操縦士（技能限定をする場合に限る。）及び特殊小型船舶操縦士の免許を与えない年齢は、16歳未満
- ⑥ 海技免許の申請における提出書類は

- ・ 海技免許申請書
- ・ 乗船履歴を証明する書類（1級海技士（機関）又は1級海技士（航海）は不要）
 - ・ 写真票
 - ・ 納付書
 - ・ 海技試験合格証明書（受験地と異なる地方運輸局等を経由して申請する場合に限る）

問 海技免状（操縦免許証）の有効期間の更新手続き等について（法7条の2①③、法23条の11、則9条の3、則9条の5①、則9条の5の3、則76条、則79条）

（解答例）

- ① 海技免状（操縦免許証）の有効期間は5年
- ② 更新申請ができる期間は、有効期間が満了する日以前1年以内
- ③ 更新の要件は、
 - ・ 身体適性基準を満たしていること
 - ・ 乗船履歴を有していること又は更新講習の課程を修了していること
 など
- ④ 海技免状の更新に必要な乗船履歴は、総トン数20トン以上の船舶に船舶職員として1年以上乗り組んだ履歴 など
- ⑤ 操縦免許証の更新に必要な乗船履歴は、小型船舶に小型船舶操縦者として1月以上乗船した履歴 など
- ⑤ 更新講習は、更新の申請をする日以前3月以内に修了していなければならない
- ⑥ 更新期間前に更新の申請ができる場合は、
 - ・ 本邦以外の地に更新期間の全期間を通じて滞在する者の場合
 - ・ 複数の海技免状受有者で、うち1つの海技免状の有効期間が満了する日以前1年以内（更新期間）である場合 など

問 操縦免許が失効する場合（法23条の6、法23条の7）

（解答例）

- ① 小型船舶操縦士が上級の資格についての操縦免許を受けたとき
- ② 技能限定をした操縦免許を受けた者が同一の資格についての限定しない操縦免許若しくは限定がより緩和された技能限定をした操縦免許を受けたとき
- ③ 免許の取消しを受けたとき

問 海技免許が失効する場合（法8条、法10条）

（解答例）

- ① 海技士が上級の資格についての海技免許を受けた場合
- ② 船橋当直限定若しくは機関当直限定もしくは機関限定をした海技免許を受けた者が同一の資格についての限定をしない海技免許を受けた場合
- ③ 無線従事者の免許又は船舶局無線従事者証明が取り消された場合

④ 免許の取消しを受けたとき

問 海技免許の限定の種類（法5条②～⑥）

（解答例）

- ① 履歴限定、当直限定、機関限定 など

問 操縦免許証の限定の種類（則68条、則69条）

（解答例）

- ① 技能限定、設備等限定 など

問 乗組み基準の特例について（法20条、則63条、則64条）

（解答例）

- ① 船舶が特殊の構造又は装置を有していること、航海の態様が特殊であることなどの事由により、乗組み基準によらなくても航行の安全を確保することができる」と認められる場合に許可することができる
- ② 許可申請をする場合は、特例許可申請書を、
- ・ 規則63条5号に掲げる場合にあっては、国土交通大臣
 - ・ それ以外の事由の場合にあっては、船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長
- に提出する

問 海技試験の申請について（則37条、則145条①）

（解答例）

- ① 海技試験の申請の受理は地方運輸局長が行う

※なお、上記設問に関連した事例問題を出題した